

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人心愛志太（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、退職慰労金、慶弔金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の評議員、理事、監事、顧問及び理事長が特別に指名した委員をいう。

## 第2章 報酬等

### (報酬)

第3条 役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり報酬を支給する。

#### (1) 理事長

1日 4時間以内 6,000円

1日 4時間以上 10,000円

#### (2) 理事、評議員、監事、理事長が指名した委員

1日 4時間以内 5,000円

1日 4時間以上 8,000円

2 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、前項の規定は、適用しない。ただし、給与支給が時間給の職員は、この限りでない。

### (報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 理事長については、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、翌月10日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2) 理事長以外の役員等については、その都度現金にて支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税を控除した額を支払う。

### (交通費)

第5条 評議員会・理事会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、実費にて次のとおり支払う。

(1) 理事長については、交通費届によって申し出された金額に出勤日に乗じた金額を翌月10日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、交通費届の申し出のないものについては、領収書等の支払いの証明をできるものをもって、現金で支払うことができる。

(2) 理事長以外の役員等については、交通費届によって申し出された金額をその都度現金にて支払いを行う。ただし、交通費届の申し出のないものについては、領収書等の支払いの証明をできるものをもって、現金で支払うことができる。

2 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、適用しない。

(費用弁償)

第6条 評議員会・理事会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その使途を明記した領収書をもって実費支給する。

### 第3章 出張旅費

(出張旅費)

第7条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃（急行料金、特急料金、指定席料金などを含む）に要した費用を支給する。

3 宿泊費は宿泊に伴う室料、有朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。

4 宿泊日当は宿泊を伴う出張に対して、1日あたり2,000円を支給する。

5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その使途を明記した領収書をもって実費を支給する。

6 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費は支給しない。

(出張旅費の仮受け)

第8条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

(出張旅費の精算)

第9条 出張旅費は出張終了後速やかに領収書を添付して、出張旅費を精算するものとする。

2 出張旅費を仮受けした場合は出張後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

### 第4章 退任慰労金

(金額の算定)

第10条 退任役員等に対する退任慰労金の金額は、在任期間に応じて支給する。

(1) 理事長

在任期間2年未満 20,000円

在任期間2年以上6年未満 50,000円

6年以上 70,000円

(2) 理事・監事

在任期間2年未満 15,000円

在任期間2年以上6年未満 30,000円

6年以上	50,000円
(3) 評議員	
在任期間2年未満	10,000円
在任期間2年以上6年未満	20,000円
6年以上	30,000円

2 在任期間の計算は、役員等就任日を起算として、1年に満たない端数月は6カ月以上のときは切上げ、6カ月未満のときは切り捨てるものとする。

3 役員等の役割が変更になった役員等は、役員等就任日を起算とする。

(支給の方法)

第11条 退任慰労金は、役員等を退任した時点において、現金にて支給する。

2 評議員を兼務する理事には、重複支給しない。

(控除)

第12条 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任役員等が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

(その他)

第13条 顧問の慰労金については、理事長が定めて理事会に諮って支給する。

## 第5章 慶弔

(受章祝金)

第14条 役員等が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、静岡県知事の功勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章を受けたときは、別表1に定める祝金を支給する。

(傷病見舞金)

第15条 役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表1に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第16条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表1に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第17条 役員等が死亡したときは、別表2の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供することができる。

(親族等への香華料)

第18条 役員等の親族等が死亡したときは、別表3に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供することができる。

## 第6章 附則

(改正)

第19条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人心愛志太理

事会の議決を経て、社会福祉法人心愛志太評議員会の承認を得なければならない。

この規程は、平成29年 6月26日に施行し、平成29年 4月 1日より施行する。

平成28年12月16日制定「役員等退任慰労金支給規程」をこの規程の第4章退任慰労金として、編入する。

別表 1

区 分	支給基準額
受章祝金	1 静岡県知事、厚生労働大臣による 表彰受章のとき 20,000円 2 国の褒章制度による 褒章受章のとき 30,000円 3 理事長が指定した褒章による 10,000円以上30,000円以内
傷病見舞金	1 私傷病見舞金 10,000円 2 業務上の傷病による見舞金（通勤災害含む） 30,000円
災害見舞金	被害の程度により 10,000円以上50,000円以内

別表 2 弔慰金

対象者	支給基準額	備考
理事長	50,000円	弔電・生花
その他の役員等	30,000円	

別表 3 香華料

対象者	支給基準額	備考
配偶者	20,000円	弔電・生花
父母	10,000円	
配偶者の父母、養父母	10,000円	
子	20,000円	
祖父母	10,000円	弔電
兄弟	10,000円	